

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間

- 1 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 39 条第 4 項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定（法第 40 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の審査基準は、次のとおりとする。

（法第 39 条第 4 項第 1 号及び第 2 号関係）

対象事業	審査基準
全事業共通	(1) みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日みどりの食料システム戦略本部決定）の趣旨に合致する取組であること。 (2) 目標及び事業の内容が具体的であり、かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確で、さらに、目標が実現可能なものであること。 (3) 当該事業を実施するために適切な実施期間が設定されていること。 (4) 導入する設備等が目標及び事業の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。 (5) 事業を実施するために必要な資金の額が設定されており、またその調達方法が適切であること。 (6) 人員、経営状況等の事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等から見て事業が確実に実施できるものとなっていること。 (7) 法第 41 条から第 44 条までの特例、又は法及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。 (8) 事業の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。 (9) 事業の実施に当たり、許認可や届出等を要する個々の関係法令や国が定めるガイドライン等を遵守していること。

法第 2 条第 5 項第 1 号に掲げる事業 (先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業)	(1) 現行の技術水準や関連分野の研究開発状況等を踏まえ、新規性・独創性があること。 (2) 他の手段と比べて技術的な優位性を有していること。 (3) 研究成果により想定される実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確になっていること。 (4) 普及対象範囲が広域的(事業の効果が地域の農業協同組合の管轄区域や県域を超えて波及することを行う。以下同じ。)なものとなっていること。
法第 2 条第 5 項第 2 号に掲げる事業 (新品種の育成に関する事業)	(1) 従来品種にない優れた機能や形質を有することで、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新品種を育成するものであること。 (2) 育成する新品種が環境負荷の低減にどのように寄与するかについて、その目標が明確であること。 (目標例) ・××病抵抗性の向上により、従来品種に比べ生産時の農薬使用回数が削減可能 ・耐寒性の向上により、従来品種に比べ生産時の燃油使用量(暖房コスト)が削減可能 (3) 普及対象範囲が広域的なものとなっていること。
法第 2 条第 5 項第 3 号に掲げる事業 (環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業)	【共通事項】 (1) 事業者にとって、新たに取り扱う製品に関する取組であること、又は既存製品の普及拡大を図る取組であること。 (2) 当該製品が環境負荷の低減にどのように寄与するかが明らかになっていること(計画申請時に当該製品の効果を示すデータ等を提出すること)。 (3) 普及対象範囲が広域的なものとなっていること。 【資材】 次に掲げる資材の生産・販売を行う取組であること。 なお、農薬については農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)、肥料については肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)に基づく登録申請又は届出を行うこととしている又は行ったものであること。 ア 生物農薬、天然物質由来農薬、フェロモン剤、物理的防除資材その他の化学農薬の使用の低減に資する資材 イ 有機質肥料、混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥その他の化学肥料の使用の低減に資する資材 ウ 木質バイオマス燃料その他の農林漁業で使用される化石燃料の使用の低減に資する資材 エ 上記以外に、試験研究機関等でその有効性が明らかにされたものである等、環境負荷低減事業活動を効果的に実施するために必要と認められる資材

	【機械類その他の物件】 次に掲げる機械類その他の物件の生産・販売を行う取組であること。なお、以下のア又はイの機械類その他の物件については、複数の営農条件で有効性が確認されたものであること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについては、安全性検査に合格している機械であること。 ア 少量散布技術、局所散布技術等の化学農薬の使用を低減する機能を備えた機械類その他の物件 イ 局所施肥技術、可変施肥技術等の化学肥料の使用を低減する機能を備えた機械類その他の物件 ウ 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用を低減する生産方式による事業活動の効率化に寄与し、又はその安定に不可欠な機械類その他の物件 （例）除草機、堆肥散布機、色彩選別機 等 エ 当該事業者の従来製品、又は他者の取り扱う同等の製品と比較して、省エネルギー性能が高い機械類その他の物件 オ 上記以外に、試験研究機関等でその有効性が明らかにされたものである等、環境負荷低減事業活動を効果的に実施するために必要と認められる機械類その他の物件
法第2条第5項第4号に掲げる事業 （環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業）	（1）上記（法第2条第5項第3号に掲げる事業）で対象とする機械類その他の物件について、リース・レンタルやサブスクリプション等の販売以外の手段によって農林漁業者に提供する取組であること。 （2）事業者にとって、当該取組を新たに開始すること、新たな地域で事業を行うこと、又は新たな物件を取り扱うこと。 （3）普及対象範囲が広域的なものとなっていること。

法第2条第5項第5号に掲げる事業 （環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業）	（1）有機農産物（有機 JAS 認証を受けていないものを含む。）、特別栽培農産物、認定事業活動等により生産された農林水産物、又は地域における認証制度等に基づき環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を原材料として用いて行う取組であること。 （2）当該農林水産物を原材料として用いることが、開発等を行う新商品の品質等を特徴づけるものとなっていること。 （3）事業者にとって、当該農林水産物を新たに取り扱うものであること、又は従来よりも取引量を増加させるものであること。 （4）農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであること。 （5）広域的に農林漁業者と取引を行うこと、又は当該商品を広域的に流通・販売すること。
法第2条第5項第6号に掲げる事業 （法第2条第5項第5号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事業）	（1）有機農産物（有機 JAS 認証を受けていないものを含む。）、特別栽培農産物、認定事業活動等により生産された農林水産物、又は地域における認証制度等に基づき環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組であること。 （2）当該農林水産物の流通コストを削減するための流通の効率化、又は当該農林水産物等の価値を高め、若しくは新たな需要開拓のための品質管理等の高度化を図る取組であること。 （3）事業者にとって、新たに当該農林水産物を取り扱うものであること、又は従来よりも取引量を増加させるものであること。 （4）農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであること。 （5）広域的に農林漁業者と取引を行うこと、又は当該農林水産物を広域的に流通・販売すること。

2 法第39条第4項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る行政手続法第6条第1項の標準処理期間は、60日（地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）を経由する期間を含む。）とする。